CORPORATE GOVERNANCE

COTA CO.,LTD.

最終更新日:2015年10月15日 コタ株式会社

代表取締役社長 小田博英

問合せ先:総務部 TEL:0774-46-7250

証券コード: 4923

http://www.cota.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

$m{I}$ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が企業価値増大に向けての経営体制を構築する重要な一つの課題であると認識しており、様々な経営環境の変化に的確に対応するための「意思決定の迅速化」及び法令・ルールを厳格に遵守した「経営における健全性・透明性の確保」を追求し、企業活動に関わるすべての利害関係者(ステークホルダー)への経営情報の公正かつ適時適切な情報開示に取り組んでいくことを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現在、当社の株主における海外投資家の株式保有比率が相対的に低いことから、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の 英訳は行っておりません。これらの導入につきましては、今後、当社の株主における海外投資家の株式保有比率が20%以上となった時点で検討 して参ります。

【補充原則3-1-2】

現在、当社の株主における海外投資家の株式保有比率が相対的に低いことから、英語での情報の開示・提供は行っておりません。これにつきましては、今後、当社の株主における海外投資家の株式保有比率が20%以上となった時点で検討して参ります。

【原則4-8】

当社は、社外取締役1名、社外監査役1名を独立役員として登録しております。

社外取締役は現在1名ではありますが、企業法務に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営方針をよく理解した上で 社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役と意見交換を行うことにより、その責務を十分に果たしております。

したがって、現在当社では複数の社外取締役を選任しておりませんが、今後の事業規模の拡大や環境の変化を踏まえつつ、社外取締役の増員を検討して参ります。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性の分析・評価については、平成28年度以降、各取締役の自己評価も含め、対応を進めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、「コタ株式会社 コーポレート・ガバナンス ガイドライン」において、コーポレートガバナンス・コードに制定されている「特定の事項を開示すべきとする11原則」を含む諸原則について開示し、当社ホームページに掲載しております。

http://www.cota.co.jp/ir/governance.html

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社英和商事	2,654,673	19.01
小田 博英	794,552	5.69
小田 英二	416,869	2.98
加藤 賢二	329,421	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	309,600	2.22
齋藤 三映子	299,378	2.14
片山 正規	283,028	2.03
小田 容永	277,831	1.99
大成化工株式会社	263,538	1.89
武内プレス工業株式会社	181,839	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1)上記のほか当社所有の自己株式852,827株があります。
- (2)「割合(%)」は、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
- (3) 有限会社英和商事は、平成27年10月8日に株式会社英和商事に商号変更されております。
- 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

正夕	B W					会社と	:の関	係()	()			
八石	周江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
原 正和	弁護士								0			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「Δ」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 正和	0	東京証券取引所「有価証券上場規程」第 436条の2に規定する独立役員でありま す。	同氏は、他の取締役及び監査役、並びに当社と特段の利害関係を有さず、独立した立場であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことに加え、弁護士として企業法務に精通し、その豊富な知識と幅広い見識を有していることにより選任しております。 (独立役員指定理由)取引所が定める規則に適合しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部統制上の不明な点について内部監査室に確認を行い、必要な都度、適宜助言しております。

監査役の会計監査におきましては、定期的に実施している監査役と会計監査人との会議において相互の監査状況の報告、協議がなされ、経営に対するチェック機能の充実を図ることとしております。

また、内部監査部門として、代表取締役社長直轄の独立した業務監査部門である内部監査室を設置しており、監査役とは独立した立場にあります。業務監査の計画及び結果については代表取締役社長への報告とともに監査役とも定期的に報告、協議する機会を設けております。なお、監査役、会計監査人及び内部監査室での三者合同会議を定期的に開催することで、内外の経営環境に存在するリスクを監視し、監査の実効性と効率性の向上をめざしております。

社	外監査役の選任状況	選任している
社	外監査役の人数	2 名
	外監査役のうち独立役員に指定され いる人数	1 名

会社との関係(1)

丘夕	属性					会	社と	:の関	[係(X)				
Да	馬 江	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
星野 美知男	他の会社の出身者										Δ			
村田 智之	公認会計士										Δ			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星野 美知男			同氏は、他の取締役及び監査役、並びに当社 と特段の利害関係を有さず、独立した立場で あり、一般株主との間に利益相反が生じるお それがないことに加え、美容業界と関係の深 い分野における高い知識と企業活動に関する 豊富な見識を有していることにより選任してお ります。
村田 智之	0	東京証券取引所「有価証券上場規程」第 436条の2に規定する独立役員でありま す。	同氏は、他の取締役及び監査役、並びに当社と特段の利害関係を有さず、独立した立場であり、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことに加え、公認会計士として企業会計に精通し、その豊富な知識と幅広い見識を有していることにより選任しております。(独立役員指定理由)取引所が定める規則に適合しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、取締役へのインセンティブ付与は考えておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(1) 平成27年3月期における取締役及び監査役の年間報酬総額

取締役 6名 196,075千円

監査役 3名 24,912千円(うち社外監査役11,641千円)

上記(1)の年間報酬総額は、平成27年3月期における役員退職慰労金を下記(2)のとおり含んでおります。

(2) 平成27年3月期における役員退職慰労金

取締役 6名 38,460千円

監査役 3名 3,730千円(うち社外監査役1,360千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 取締役の報酬等の額の決定方針

取締役の報酬は、月額報酬、賞与及び役員退職慰労金から構成しております。月額報酬及び賞与は、業績に応じた評価に加え、各取締役の職責や成果等を十分に勘案して決定しており、役員退職慰労金については、短期の業績向上のみに目を向けることなく、長期的な企業価値向上に向けた取り組みに資するものとして、社内規程に基づき運用しております。

(2) 役員の報酬等の額の決定手続き

a. 取締役

取締役の報酬限度額は、平成27年6月19日開催の第36回定時株主総会において年額400百万円以内と決議しております。

b. 監査役

監査役の報酬限度額は、平成20年6月24日開催の第29回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会資料の配布及び重要スケジュール等の調整に関しては広報室が担当しており、三者合同会議のスケジュール調整及び議事録作成は内部監査室が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<取締役、取締役会>

取締役会は、組織体制及び事業規模等に鑑み機動性を重視し、提出日現在常勤取締役6名、非常勤取締役(社外取締役)1名で構成されております。当社では迅速な経営判断を目的に毎月の定時取締役会及びその他必要に応じ臨時取締役会を開催しており、法定の決議事項に加えて重

要な業務執行に関する事項について決議しております。なお、平成27年3月期は、取締役会を18回開催しております。

<監査役、監査役会>

監査役会は、提出日現在常勤監査役1名、非常勤監査役(社外監査役)2名で構成されております。具体的な職務としては、取締役会等の重要な会議へ出席し、取締役の業務執行について監査役会で協議を行うことにより適法性を確保しております。なお、平成27年3月期は、監査役会を14回開催しております。

<会計監査の状況>

当社は、監査法人和宏事務所と金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

南 幸治、大嶋 豊

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

<内部監査>

代表取締役社長直轄の独立した業務監査部門である内部監査室(3名)が、各部門での業務活動が適正かつ効率的に行われているかを日常的に監査しております。重要事項につきましては、代表取締役社長特命による監査等を実施することにより、内部監査システムの充実を図っております。

また、内部監査室、監査役及び会計監査人での三者合同会議を定期的に開催することで、内外の経営環境に存在するリスクを監視し、監査の実効性と効率性の向上をめざしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的・中立的な経営監視機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能していると考えております。

さらに、コーポレート・ガバナンス体制の強化のため、平成27年6月19日開催の第36回定時株主総会において、社外取締役1名を選任し、外部からの客観的・中立的な経営監視機能をより一層高めております。

排株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前の発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	原則として一般的に集中日とされる日を回避する方針としております。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に資するべく、招集通知を当社ホームページに 掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は以下のとおりディスクロージャーポリシーを定め、当社のホームページにて公表しております。 http://www.cota.co.jp/ir/policy.html 当社では、適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が発生した場合等の重要情報の開示については、金融商品取引法等の諸法令並びに、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という。)に従い情報開示を行っております。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資判断に影響を与えると想定される事項については、適時開示を積極的に行うことを基本方針としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	決算説明会を半期ごとに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、適時開示資料、招集通知、財務状況、コーポレート・ガバナンス、株主優待、個人投資家向け説明会等の事項を当社ホームページに掲載しております。 http://www.cota.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	経営危機管理規程等において、ステークホルダーの利益阻害要因の軽減に努めることとする 旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)ステップ2認証を取得しております。また、スーパークールビズの導入、地域清掃活動への参加等、積極的に社会貢献に寄与する取り組みを実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを制定しております。

W内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 代表取締役社長は訓示等で繰り返し遵法性確保の重要性や判断基準等を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動 の前提とすることを徹底しております。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、総務部を中心に役職員教育を行っております。

- (ロ) コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。社内のコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室が定期的に実施し、その結果を代表取締役社長、内部統制委員会、監査役会及び会計監査人に報告しております。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接相談することを可能とするため、相談窓口を社内外にそれぞれ設けております。この相談窓口については、全役職員が常時閲覧可能な社内イントラネットに掲載することにより周知徹底されております。相談を受けた場合はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施いたします。
- (ハ) コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役社長及びコンプライアンス委員会に報告いたします。また、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具現化しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存しております。 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスについてはコンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを制定しており、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては経営危機管理規程及び経営危機管理マニュアルを制定しております。また、リスクが具現化したときの対策については、経営危機対策規程及び経営危機管理マニュアルの定めに従い、迅速な対応を図ることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程及び業務分掌規程・職務権限規程等に定められた意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務が執行される体制をとっております。

- (5) 当社における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 取締役及び部門長は、各担当部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。
- (ロ) 内部監査室は、部門ごとに業務全般にわたる内部監査を定期的に実施し、その結果を代表取締役社長、内部統制委員会、監査役会及び会計監査人に報告しております。また、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行い業務の適正を確保いたします。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその職務を補助するために必要に応じて使用人を置くことができるものとしております。

なお、当該使用人の独立性確保の見地より、当該使用人に対する人事異動、評価、懲罰については監査役の同意を必要としております。

(7) 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、必要に応じて使用人を置き、監査役の指示による調査の権限を認めております。また、使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、代表取締役社長または取締役会に対して必要な要請を行うこととしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を 速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定す る方法としております。

- (イ) 具体的には、取締役は次に定める事項を監査役に報告することとしております。
- a. 重要な会議で決議された事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- e. 重大な法令・定款違反
- f. その他コンプライアンス上重要な事項
- (ロ) 使用人は前項b. e. 及びf. に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとしております。
- (9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当社は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合およびコンプライアンス違反事項を認識した場合には、速やかに監査 役へ報告を行うこととしております。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わないこととしております。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができることとしております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役の求めに応じて意見交換会を設定しております。また、常勤監査役に社内の主要な会議の開催を通知し、その出席 及び発言の機会を妨げません。また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士を委託し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証しておりま す。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力からの不当な要求を一切受け付けず、警察当局及び弁護士等と協力し、連携を図りながら反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方としております。

(2) 整備状況

当社は、総務部を対応部署とし、警察当局及び顧問弁護士等と協力し、連携を図りながらITを利用した社内イントラネット等にて情報を提供・共有することで、継続的な啓蒙・教育活動に取り組んでおります。

新規の取引先については、当該取引先が反社会的勢力に該当するか否かを社内においてネットワーク情報等を用いて調査し、該当しないと判断した場合には、社内の所定の手続きを経て、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んだ取引契約書又は反社会的勢力排除に関する覚書を 当該取引先と締結しております。

また、本社においては京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受けるとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行い、地域企業との連携も図っております。

V_{その他}

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

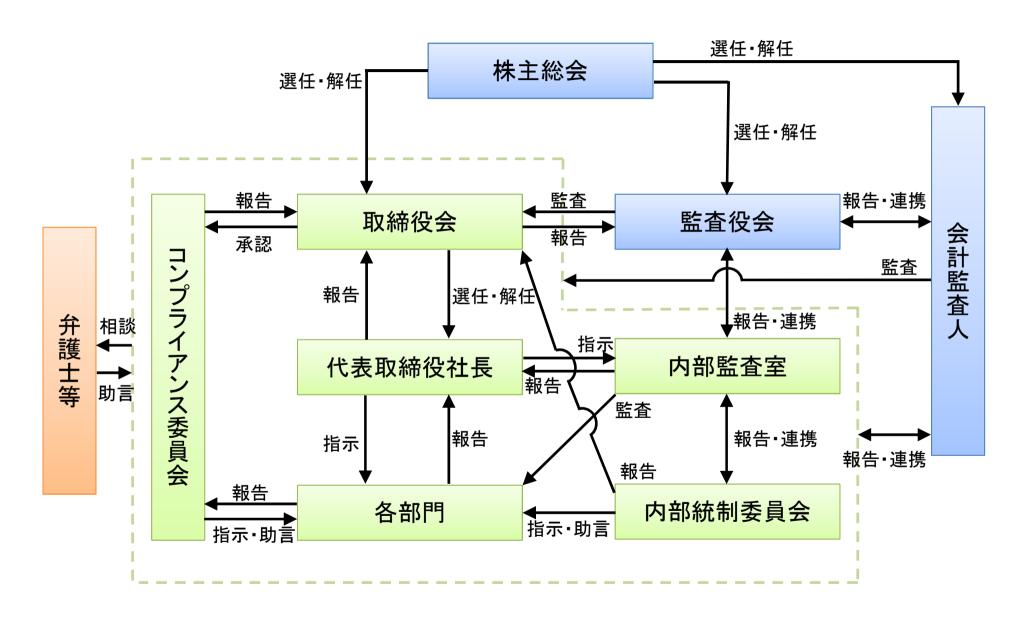
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が企業価値増大に向けての経営体制を構築する重要な一つの課題であると認識しており、さまざまな経営環境の変化に的確に対応するための「意思決定の迅速化」及び法令・ルールを厳格に遵守した「経営における健全性・透明性の確保」を追求し、企業活動に関わるすべての利害関係者(ステークホルダー)への経営情報の公正かつ適時適切な情報開示に取り組んでいくことを基本方針としております。

収集された情報は、逐次、情報開示委員会に集められ、所要の検討・手続きを経た上で、公表すべき情報は適時、公表することとしております。 また、社員に対する周知・啓蒙については、経営者のディスクロージャーへの取り組み方針やインサイダー取引防止策とともに代表取締役社長の訓示、社内研修会などで随時行っております。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制】

